



公共交通機関からのアクセス

小田急線「秦野駅」より

- ・中井町役場入口行きバス、「オ戸」下車、徒歩5分
- ・二宮駅北口行きバス、「井ノ口小学校前」下車、徒歩20分

JR「二宮駅」より

- ・秦野駅南口行きバス、「井ノ口小学校前」下車、徒歩20分
- ※その他、送迎バスや職員公舎の充実を検討中

名 称	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構
設 立 団 体	神奈川県
所 在 地	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218
運 営 施 設	神奈川県立中井やまゆり園(指定障害者支援施設) ■提供サービス 生活介護、施設入所支援、短期入所 ■敷地・建物 敷地面積:32,998平方メートル 建物面積:9,394平方メートル ■施設の概要 個室69室、二人部屋36室(計105室) 居住棟、診療所、作業棟、地域サービス棟、講堂、運動場、管理棟 など

地方独立行政法人 神奈川県立 福祉機構

職員募集

福祉を変える！ フロントランナーへ



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らし、暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、市民総ぐるみで取り組みます



神奈川県立福祉機構
人材確保支援業務運営事務局(アデコ株式会社)

[Mail] ADE.JP.kanagawa-kiko@jp.adeco.com [TEL] 050-4560-5079

※受付時間:10:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)

※神奈川県の担当部署:福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihojinn.html



HPはこちら

ともに生きる社会の実現に向けて

●神奈川県立福祉機構とは

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、**科学的な福祉**を研究及び実践し、そのために必要な**人材を育成**する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するために、令和8年4月の設立を目指します。



●フィールドは「中井やまゆり園」

中井やまゆり園は知的障害者を支援する施設です。障害者が、地域でその人らしく暮らすことができるよう、利用者1人1人に対して、当事者目線に立った生活介護や、施設入所支援を行っています。



「ともに生きる社会」の実現のための3つの要素

1 暮らしをつくる

利用者の人生を理解し、日中活動等を通じて信頼関係を築きながら、当事者目線に立ったやさしくあたたかい支援を実践することで、利用者と支援者双方の幸せを創造します。



2 地域とのつながりをつくる

利用者の地域における活動を通じて、地域住民との信頼関係を築き、地域の一員としての役割をつくるとともに、仲間や居場所をつくります。



3 とともに生きる社会をつくる

「障害者」「支援者」という関係をを超えて、誰もがその人らしく暮らすことのできる、「暮らし」「生きがい」「地域」をともにつくっていく社会（地域共生社会）を実現します。



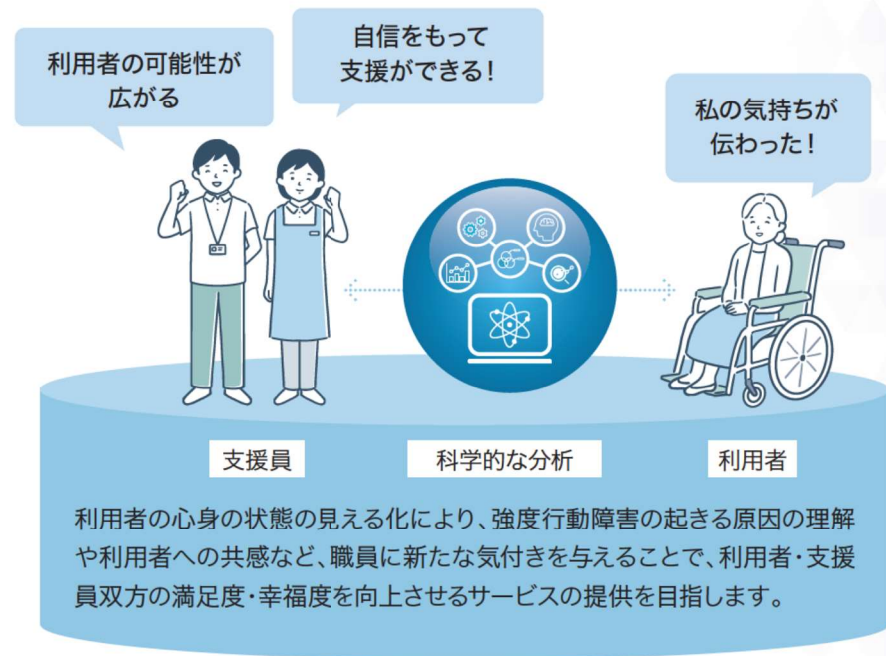
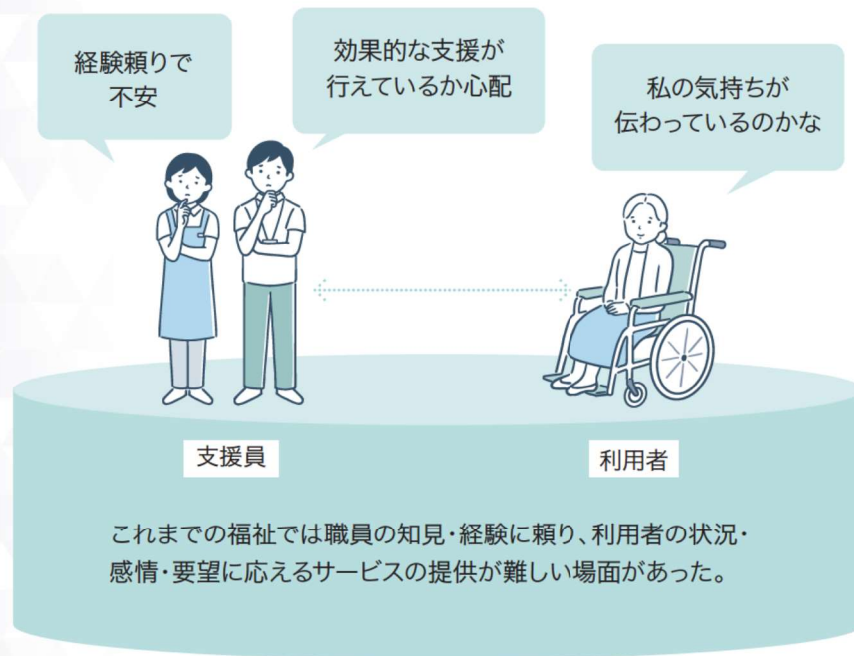
当事者目線に立った やさしくあたたかい支援

これまでの福祉が抱えていた課題

神奈川県が目指す新しい福祉^{みらい}

福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援を科学的に分析してデータ化することなどにより、当事者目線に立ったやさしくあたたかい再現性のある支援の実現を目指します。

当事者 目線 + やさしさ を科学する



福祉を変える『フロントランナー』として、福祉の世界を先導します

求む、福祉の進化 に挑む、仲間たち。

●採用職種の概要と受験資格

職種	主な職務	受験資格
福祉職	介護を伴う生活支援業務 福祉を変える取組への参画 等	昭和39(1964)年4月2日～ 平成16(2004)年4月1日の出生者

※上記は第1回福祉職職員採用試験の内容であり、その他試験の情報は右上の二次元コードから確認してください

詳しくはこちらへ

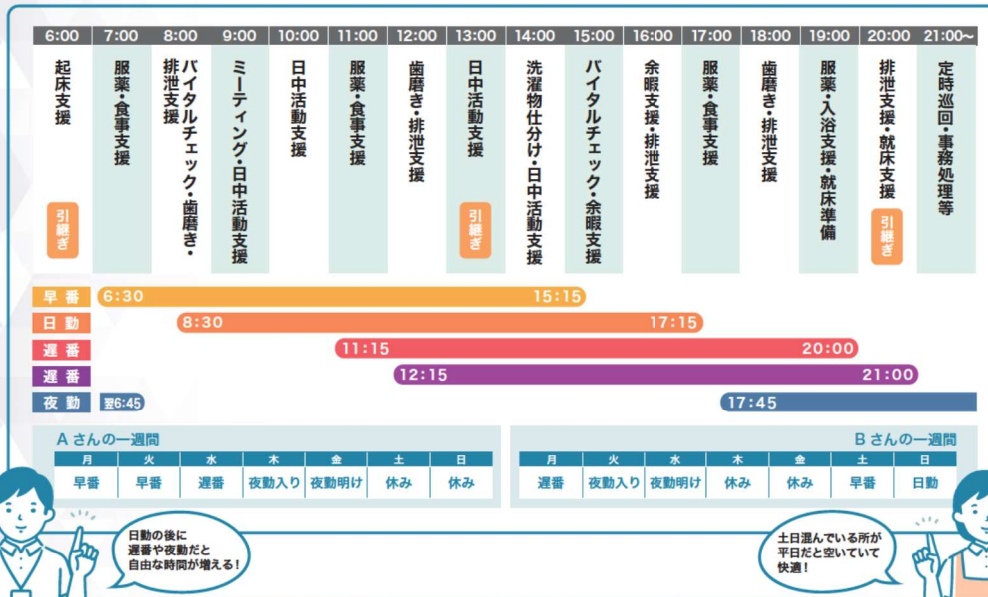


●勤務条件

(神奈川県福祉職と同水準で設定予定) ※詳細は右上の二次元コードから確認してください

区分	内容
給与	生活支援員(常時生活支援業務に従事する場合)の例 ○大卒初任給:約306,000円、年収:約4,865,000円 ○経験者(例:大学を卒業後、社会福祉施設等における職務経験が15年の場合) 初任給:約398,000円、年収:約6,353,000円 ※初任給の金額には、給料のほか、地域手当及び月額の特殊勤務手当が含まれています。 ※年収の金額には、給料のほか、地域手当、月額の特殊勤務手当及び期末・勤勉手当(ボーナス)が含まれています。 ※採用初年度は、期末・勤勉手当の算定に係る勤務期間が異なるため、上記の年収額とは異なります。 ※採用時の給与については、今後の給与改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。 ○このほか、職員の家族状況や勤務形態により、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などが支給されます。 ○また、日額の特殊勤務手当として、正規の勤務時間として夜間に業務に従事した場合は3,550円/1回(※深夜における勤務が4時間以上の場合)が支給されます。
勤務時間等	シフト制(詳細は下記を参照) ※原則 1週間当たり38時間45分。1日の休憩時間は、1時間。週休日は、原則4週間ごとの期間に8日。 ※週休日のほかには祝日法による休日、年末年始は休日となります。ただし、シフト制のため、休日に勤務が割り振られる場合があります。その場合は、他の日に休日を振り替えます。
休暇等	年次休暇(1年につき20日)、夏季休暇(5日)、療養休暇、慶弔休暇、不妊治療休暇、出産休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、育児部分休業 等

●支援職員の1日の流れ



●求める人物像



新しい福祉への挑戦

平成28年7月26日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。県はこのような事件が二度と繰り返されないよう、県議会と「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めるとともに、障害者のみならず誰もが喜びを実感できる地域共生社会の実現を目指して、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例を制定しました。

当事者目線の障害福祉を実現するには、福祉が大切にしている「やさしさ」や「思いやり」のある支援がどのような効果をあげたのかを、科学的に分析してデータ化するなど、再現性のある支援への転換が必要です。

また、そうした支援を実践できる人材育成も必須となります。

そこで、新しい障害福祉をつくるフロントランナーとなるべく、地方独立行政法人としてスタートさせたい、と決断するに至りました。そのためには、こうした新しい取組に果敢に挑戦する、あなたの力が必要です。ぜひ一緒に、誰も見たことのない、新しい福祉に取り組みましょう。



神奈川県知事 黒岩 祐治